

## <いじめ対応マニュアル>

### ① いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法より」）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### いじめを許さない学校づくりのために

##### **（ア）いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する**

- ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

##### **（イ）「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する**

- ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。また、いじめる児童に対しては、毅然とした指導が必要。

##### **（ウ）児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する**

- ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要。

##### **（エ）いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する**

- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

##### **（オ）定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する**

- ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

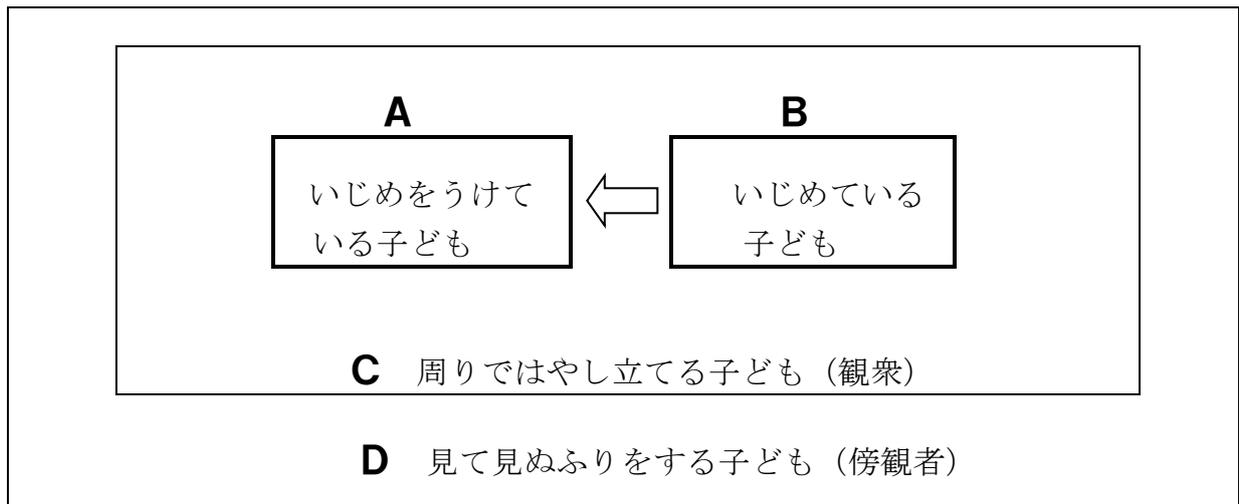
## ② いじめの理解

### (ア) いじめの態様

- 言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける
- 無視される
- 仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている
- 暴力行為を受ける
- 持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする
  
- 係決めなどで、ふざけ半分に推薦される
- その他（持ち物を傷付ける）（虚偽のうわさを流す） 等

### (イ) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできません。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切です。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

### ③ 指導体制の在り方

#### (ア) いじめの問題への取組チェックポイント

##### 指導体制

- ・いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心にいじめ対策チームを常設し、指導体制を確立する。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ・いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

##### 課題予防的生徒指導

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- ・道徳や学級活動の時間など様々な場面でいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

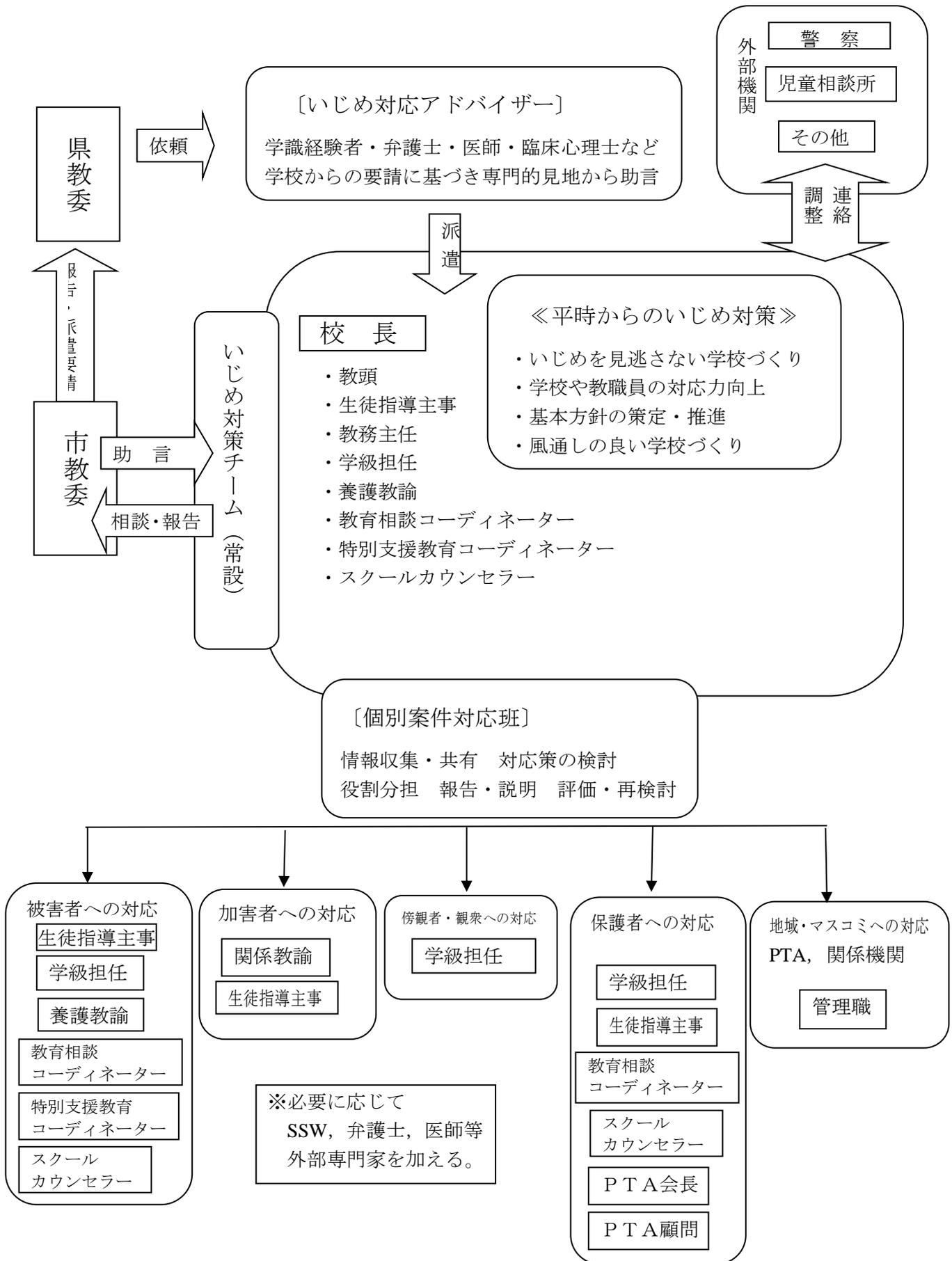
##### 早期発見・早期対応

- ・教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童相互の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- ・児童の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- ・いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- ・いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- ・校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- ・学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

##### 家庭・地域社会との連携

- ・家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- ・いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。

(イ) いじめ対応全体図



## ④ いじめの発見

### (ア) 学校で分かるいじめ発見のポイント

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遅刻・欠席が増える</li> <li>○ 表情がさえず、うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い</li> <li>○ 出席確認の声が小さい</li> </ul>
授業の開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 忘れ物が多くなる</li> <li>○ 一人だけ遅れて教室に入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲が何となくざわついている</li> <li>○ 席を替えられている</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正しい答えを冷やかされる</li> <li>○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる</li> <li>○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループ分けで孤立することが多い</li> <li>○ 保健室によく行くようになる</li> <li>※ テストを白紙で出す</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人でいることが多い</li> <li>○ わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>○ 用もないのに職員室等に来る</li> <li>○ 遊びの中で孤立しがちである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集中してボールを当てられる</li> <li>○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※ 仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループで食べる時、席を離している</li> <li>○ その子どもが配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる</li> <li>※ 好きな物を級友に譲る</li> </ul>
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最後まで一人でする</li> <li>○ 椅子や机がぼつんと残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ さぼることが多くなる</li> <li>※ 人の嫌がる仕事を一人でする</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている</li> <li>○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある</li> <li>○ 急いで一人で帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 用事がないのに学校に残っている日がある</li> <li>※ 他の子の荷物を持って帰る</li> </ul>

<学校での一日>

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活気がなく、おどおどしている</li> <li>○ 寂しそうな暗い表情をする</li> <li>○ 手遊び等が多くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 視線をあわさない</li> <li>○ 教師と話すとき不安な表情をする</li> <li>※言葉遣いが荒れた感じになる</li> </ul>
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書やノートにいたずら書きされる</li> <li>○ 持ち物、靴、傘などを隠される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃物など危険なものを所持する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日記や作文などに気にかかる表現や描写が表われる</li> <li>○ いたずら電話をされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある</li> <li>○ インターネットの掲示板などに悪口を書き込まれる</li> </ul>

(イ) 家庭でのいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。</li> <li>○ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)</li> <li>○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。</li> <li>○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。</li> <li>○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。</li> <li>○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。</li> <li>○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。</li> <li>○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。</li> <li>○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。</li> <li>○ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。</li> <li>○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。</li> <li>○ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。</li> <li>○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</li> <li>○ 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。</li> <li>○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。</li> <li>○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。</li> <li>○ 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。</li> <li>○ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。</li> </ul>

## ⑤ いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切です。

### (ア) いじめられている子どもへの対応

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

### (イ) いじている子どもへの対応

- ・まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払う。

### (ウ) いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

### (エ) いじている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。